

## 【NEWS RELEASE】

2019年2月6日

各 位

株式会社三井住友銀行

介護保障期間付外貨建一時払終身保険「100年時代の終身保険」の取扱開始について

株式会社三井住友銀行（頭取 CEO：高島 誠）は、2019年3月4日（月）より、介護保障期間付外貨建一時払終身保険「100年時代の終身保険」（引受保険会社：ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社）の取扱を開始します。

本商品は、「人生100年時代」を見据え、今後、より一層介護保障ニーズの高まりが想定される中、介護状態になった場合のご自身やご家族の経済的負担を軽減すべく開発された、介護保障期間付外貨建一時払終身保険です。所定の要介護状態（1）になった場合には介護一時金をお受け取りいただき、その後も死亡保障が生涯継続する点が特徴です。なお、介護一時金のある外貨建一時払終身保険の取扱は、業界初（2）となります。

- （1）契約日の2年後～被保険者が満85歳までの間に、被保険者が要介護2以上と認定された場合  
（2）ソニーライフ・エイゴン生命調べ（2018年12月末時点）。2018年12月末時点における外貨建一時払終身保険を調査対象としています。

三井住友銀行は、今後もお客さまの多様なニーズにお応えできるよう、より一層商品の充実に取り組んでまいります。

以 上

このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではありません。ご検討にあたっては、商品のパンフレット・契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり・約款等の資料をご覧ください。

< 介護保障期間付外貨建一時払終身保険「100年時代の終身保険」(商品概要) >

項目	内容
契約通貨	米ドル
契約年齢	被保険者：満50歳～満74歳
保険期間	第1保険期間：契約日からその日を含めて2年後の契約応当日の前日までの期間 第2保険期間：2年後の契約応当日からその日を含めて被保険者が85歳で迎える契約応当日の前日までの期間 第3保険期間：被保険者が85歳で迎える契約応当日からその日を含めて終身
最高保険料	50～59歳：50万米ドル　60～64歳：60万米ドル 65～69歳：80万米ドル　70歳以上：100万米ドル 1契約あたりの金額です
最低保険料	3万米ドル(1米ドル単位)
告知項目	簡易告知
契約時初期費用	なし
解約控除	なし
ご契約日以後にかかる費用	ご契約の締結・維持や死亡保障等に必要な費用を責任準備金から契約日および契約応当日に差し引きます。これらの費用は、契約年齢、介護一時金のお受け取りの有無等によって異なります。
死亡保険金額	第1保険期間・・・基本保険金額の100% 第2保険期間 契約日から2年以上5年未満・・・基本保険金額の100% 契約日から5年以上85歳で迎える契約応当日の前日・・・契約年齢、性別、経過年数および予定利率等に基づき計算された額 第3保険期間・・・契約年齢、性別および予定利率等に基づき計算された額(基本保険金額と介護一時金額の合計額と同額)
介護一時金額	要介護2以上の状態に該当していると認定された場合 第2保険期間・・・契約年齢、性別および予定利率等に基づき計算された額 第1保険期間・第3保険期間・・・介護一時金はありません
解約返戻金額	第1保険期間・・・基本保険金額の95% 第2保険期間 【介護一時金を受け取っていない場合】 契約日から2年以上5年未満・・・基本保険金額の95% 契約日から5年以上85歳で迎える契約応当日の前日・・・契約年齢、性別、経過年数および予定利率等に基づき段階的に毎年米ドル建で増加

	<p>【介護一時金を受け取った場合】</p> <p>契約年齢、性別、経過年数および予定利率等に基づき段階的に毎年米ドル建で増加(介護一時金を受け取っていない場合の解約返戻金額よりも少なくなります*)</p> <p>* 契約日から2年以上5年未満の期間は基本保険金額の95%が上限となります</p> <p>第3保険期間・・・契約年齢、性別、経過年月数および予定利率等に基づき段階的に毎月米ドル建で増加</p>
年金種類	<p>遺族年金支払特約を付加した場合、死亡保険金を一時受取に代えて、確定年金(5~40年&lt;5年単位&gt;)でお受け取りいただくことも可能です。</p>

### < 生命保険全般に関する留意点 >

ご検討にあたっては、各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・設計書・ご契約のしおり・約款・特別勘定のしおり等の資料をお客さまご自身で必ずご確認ください。

一部の商品については、ご契約時の契約時費用のほか、ご契約後も毎年、保険関係費用、運用関係費用、年金管理費用等がかかりますが、商品やご選択いただく特別勘定、年金の受取方法等により異なりますので表示することができません。また、一定期間内に解約された場合、解約控除がなされる場合があります。お客さまにご負担いただく手数料等はこれらを足し合わせた金額となります。

外貨建ての保険商品のご購入または年金や死亡給付金、死亡保険金等のお受取にあたって、外貨と円貨を交換する場合には為替手数料等が上記の各種手数料等とは別にかかります。為替手数料等は通貨および金融機関等によって取扱が異なりますので表示することができません。くわしくは、各金融機関の窓口でご確認ください。

当行による元本および利回りの保証はありません。

一部の商品については、国内外の株式や債券等で運用しているため、株価や債券価格の下落や市場金利の上昇、外国為替相場の変動等により、年金、死亡保険金、解約返戻金等が払込保険料を下回るリスクがあります。

外貨建ての保険商品の場合、外国為替相場の変動により、年金、死亡保険金、解約返戻金等を円換算した金額が、払込保険料を円換算した金額を下回るリスクがあります。

保険商品は、引受生命保険会社が保険の引受を行う商品であり、預金ではありません。当行は、募集代理店として、契約の媒介を行います。契約の相手方は、当行ではなく、引受生命保険会社となります。このため、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対して保険会社が承諾したときに有効に成立します。

保険商品は、預金保険の対象ではありません。預金保険については、窓口までお問い合わせください。

引受生命保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡給付金額・年金額、死亡保険金額・解約返戻金額等が削減され、その結果、死亡給付金額・年金額、死亡保険金額、解約返戻金額等が払込保険料を下回るリスクがあります。

保険商品のお申込の有無がお客さまと当行との他のお取引に影響をおよぼすことは一切ありません。

当行では借り入れられた資金（他の金融機関での借入金を含みます）を保険料とする保険商品のお申込はお断りしています。

法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込状況等によっては、お申し込みいただけない場合がございます。

保険会社による保険金や給付金等のお支払について、受取人の故意による場合や、健康状態等についてお客さまが事実を告知されなかったり事実と異なることを告知された場合等、保険金や給付金等が支払われない場合がございます。

保険会社への保険料のお払込について、保険料お払込の猶予期間中に保険料のお払込がない場合、ご契約は失効します。失効した場合、保険金や給付金等の支払事由に該当した場合でも、保険金や給付金等が支払われません。

くわしくは各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり・約款等をご確認ください。